

令和4年度指定管理者評価シート

1. 管理運営の状況等

(1) 施設名	岩槻諏訪公園・岩槻文化公園・川通公園・元荒川緑地多目的広場・岩槻温水プール
(2) 施設概要	<p>1. 岩槻諏訪公園 ①所在地: 岩槻区諏訪4-4 ②施設の設置目的: 主として近隣に住居する者の利用に供するため ③施設の概要: 面積2.16ha (主な施設) 一般競技場、遊具広場</p> <p>2. 岩槻文化公園 ①所在地: 岩槻区大字村国229 ②施設の設置目的: 都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供するため ③施設の概要: 面積12.10ha (主な施設) 体育館、陸上競技場、テニスコート(5面) 他</p> <p>3. 川通公園 ①所在地: 岩槻区大字長宮825-5 ②施設の設置目的: 主として近隣に住居する者の利用に供するため ③施設の概要: 面積3.90ha (主な施設) 野球場</p> <p>4. 元荒川緑地多目的広場 ①所在地: 岩槻区大字村国229 ②施設の設置目的: 主として近隣に住居する者の利用に供するため ③施設の概要: 面積0.84ha</p> <p>5. 岩槻温水プール ①所在地: 岩槻区本丸3-17-2 ②施設の設置目的: 市民の体力増進及びレクリエーション活動の推進を図り、明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため ③施設の概要: 面積0.27ha (主な施設) 25mプール、幼児プール</p>
(3) 指定管理者	公益財団法人 さいたま市公園緑地協会
(4) 指定期間、指定管理料	<p>①指定期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日</p> <p>②指定管理料 令和2年度 261,408千円、令和3年度 261,798千円、 令和4年度 273,902千円</p>

(5)施設の管理運営の内容

①運営業務の状況(利用状況含む)

◇利用状況

1. 岩槻諏訪公園

・利用者数 0人(前年度 0人)
・利用率 0%(前年度 0%)

2. 岩槻文化公園

・利用者数 251,895人(前年度 202,061人)
・利用率 60.1%(前年度 63.2%)

3. 川通公園

・利用者数 17,291人(前年度 20,473人)
・利用率 46.6%(前年度 50.7%)

4. 元荒川緑地多目的広場

・利用者数 42,372人(前年度 21,079人)
・利用率 61.5%(前年度 66.2%)

5. 岩槻温水プール

・利用者数 58,124人(前年度 37,574人)
・利用率 -%(前年度 -%)

◇業務実施状況

- ・施設維持管理業務
- ・利用者受付業務
- ・公共施設予約システムによる貸し出し業務
- ・業務仕様書及び事業計画書による業務

②維持管理業務の状況

◇保守管理業務

- ・体育館、野球場、テニスコート、屋内プール、夜間照明設備等

◇日常清掃業務

- ・体育館、管理棟、屋内プール、園内等

◇定期清掃業務

- ・体育館、管理棟、屋内プール、受水槽、園内等

◇植栽管理業務

- ・高木剪定、低木剪定、花壇等

③その他の業務

◇市民協働事業

- ・岩槻諏訪公園では、隣接している諏訪神社の関係者と共に園路不陸箇所
に碎石を入れ、整備を実施した。

- ・花壇の整備及び花植え(花いっぱい運動推進会「太田友の会」/岩槻温水
プール)

◇障がい者支援事業

- ・さいたま市障害者支援センター/岩槻文化公園、さいたま市障害福祉課障
害者水泳教室/岩槻温水プール)

◇自然環境保全活動事業

- ・希少動植物の保全活動(埼玉県生態系保護協会岩槻支部)(岩槻文化公
園)

◇中学生職場体験事業の協力

- ・市内中学校で実施している「未来くるワーク体験」受入れ(岩槻文化公園、岩
槻温水プール)

◇自主事業

1. 物品販売
 - ・ゴーグル、ビーチボール等施設利用関連グッズの販売
2. レンタル事業
 - ・テニス・卓球ラケット等のレンタル
3. 各種教室、イベント
(岩槻文化公園)
 - ・ベビーヨガ、健康サポートエクササイズ、親子で虫さがし、木目込み人形作り教室、グラウンドゴルフ開放デー、親子体操教室、初心者盆栽教室、公園で遊ぼうin岩槻文化公園～PARKフェスタ～
(岩槻温水プール)
 - ・楽しく！ロコモ対策ウォーキング、お気軽レッスン！水中フィットネス

※親子でスキンシップ！すいえい教室は感染症対策(人数制限期間)による中止、親子着衣泳体験教室は施設修繕を優先したため中止

4. 利用者の便益を図るため
 - ・清涼飲料水等の自動販売機の設置(岩槻文化公園は防犯カメラ併設の自動販売機1基増設)

(6) 収支状況

①収入		
・利用料金収入	50,934千円(前年度)	43,684千円
・指定管理料	273,902千円(前年度)	261,798千円
・自主事業収入	6,184千円(前年度)	5,323千円
②支出		
・人件費	82,353千円(前年度)	82,317千円
・事務費	26,322千円(前年度)	43,157千円
・施設管理費	216,163千円(前年度)	180,010千円
【自主事業】		
①収入	6,184千円(前年度)	5,323千円
②支出	6,111千円(前年度)	4,860千円

(7) 利用者アンケート等による市民からの意見・要望等への対応

1. 岩槻諏訪公園
 - ・トイレ内の照明に蜘蛛の巣等の汚れがあるということで、灯具カバーや内部の清掃を実施して快適な環境を提供した。
2. 岩槻文化公園
 - ・修繕が間に合わないインターロッキング園路の多数不陸箇所に対する要望について速やかに注意看板を掲示したほか、中学生がトレーニング室を利用できるようにしてほしいとの要望に対して利用対象を高校生から中学生へ引き下げを保護者同伴を条件にルールの見直しを図った。(運用は令和5年度より開始)
3. 川通公園
 - ・複合遊具の木製トンネル上部は子供の遊び方次第で乗り降りが予想され、トンネル口で接触の危険があるためルールが必要ではないかとのご意見を受け、遊具メーカーからのアドバイスもあり上部には乗らないよう注意喚起することとした。
4. 岩槻温水プール
 - ・利用者からの「館内の方向表示を増やしてほしい。」という要望について、新たな掲示物を作成し、出入口やプール室の方向がよりわかりやすくなるよう対応した。また、障害者更衣室への脱水機設置を希望する声については、電源の確保が困難なため、手動式の脱水機を新たに設置し利用しやすい環境を提供した。

(8)その他	岩槻文化公園 ・さいたま市花火大会での運営協力 ・岩槻やまぶきまつりでの運営協力及び緑化事業普及、啓発運動実施
--------	---

2. 提案内容の達成状況

(指定管理者から提案のあった項目の達成状況)

提案内容	達成状況
「サービス向上に向けた取り組み」 ・市民協働事業について ・運営協議会開催について	○利用者や近隣住民と協働事業を行うことにより、広く意見交換をしサービスの向上に努めた。 ・希少動植物の自然環境保全活動(埼玉県生態系保護協会岩槻支部／岩槻文化公園) ・花壇の整備及び花植え(花いっぱい運動推進会「太田友の会」／岩槻温水プール) ○岩槻文化公園の運営協議会において、利用者が企画運営するイベント参加を呼びかけ、3月に「公園で遊ぼうin岩槻文化公園～PARKフェスタ～」を開催することができた。運営協議会によって、指定管理者が地域に密着した公共施設運営に新たな取り組みを築くことができ、施設の魅力アップに貢献する結果となった。
「指定管理業務に係る経費」 ・経費縮減のための取り組みについて	○需要の大きい光熱水費においては適時検証を行い、環境負荷の軽減及び省エネルギーに配慮しながら効率的な機器運転を行うことで縮減に努めた。特に岩槻文化公園体育館では、節電を目的に1階正面玄関ロビー照明のLED化に切り替えたことで高価な電球購入費を抑制することができた。岩槻温水プールでは、電気料金の高騰を受け、利用者の協力を仰ぎながらより一層の節電に努めた。 ○施設点検マニュアルに基づき、簡易的修繕は職員対応とし、常時経費の縮減を図った。 ○岩槻文化公園、川通公園では、電気需給契約期間を長期にし、料金の削減を図ったことで捻出できた余剰金の還元として、劣化による破損や釘の腐食による浮き、露出のひどい岩槻文化公園の陸上競技場走路のライン修繕を行った。
「管理運営体制」 ・危機管理対策について	○「危機管理規程」及び「情報セキュリティ規程」の整備を行った。 ○「危機管理マニュアル」に基づき、危機管理態勢の強化に努めた。 ○消防訓練等の法定訓練を遺漏なく実施した。特に岩槻文化公園、川通公園では、火災を想定し本番さながらに訓練することで、一連の流れの確認と危機意識向上に努めた。また、岩槻温水プールでは休館日に水難訓練や避難訓練を繰り返し行い、職員及び監視員のスキルアップに努めた。

3. 評価

(1) 指定管理者による評価

「市民の平等利用、市民サービスの向上、利用促進」

- スポーツグッズの販売やレンタル、コピーサービスまた飲料水等の自動販売機を設置し、利便性やサービスの向上を図った。
- 協会ホームページ及びSNSの発信、チラシ等による施設情報・各種教室・イベント周知を行い、利用促進を図った。
- アンケート調査や協会ホームページ及び各施設の提案箱に寄せられたご意見・ご要望等の内容を業務に反映し、市民サービスの向上に努めた。
- 利用料金の支払い手段にキャッシュレス化を導入することで、窓口の混雑緩和と利用者サービス向上を図った。
- 岩槻諏訪公園では、園路不陸の砂入れ整備を実施したことで、公園を快適に利用できるよう努めた。
- 岩槻文化公園では夏季の市民サービスとして、希望者には熱中症予防のために体を冷やす氷の配布を実施したほか、空調設備がない体育館2階エリアのため、扇風機の増設や冷房設備がある1階廊下の冷気を階段付近に設置した扇風機で送り出すことで2階エリアの暑熱軽減を図った。さらに、玄関ロビーに座って靴の脱ぎ履きができるよう椅子を新設した。
- 岩槻文化公園や川通公園では、大会と一般利用との調整を図り、すべての市民が平等に利用できるよう努めた。
- 岩槻文化公園では、管理及び運営を充実させるため、利用者と管理者との連携、意見交換及び岩槻文化公園における課題の共有等を目的として運営会議を開催した。

「経費の削減」

- 岩槻文化公園、岩槻温水プールでは、グリーンカーテンを設置し、夏季における経費削減に努めた。また、プール場内へ閉場時間の更衣室から入る寒気の遮断対策を施し、水温・室温の適温維持に係る光熱水費の抑制に努めた。
- 岩槻文化公園体育館では、1階廊下のダウンライトをLEDへ切り替え、高価な電球購入費を抑制を図った。
- 施設点検を随時行うことにより不具合箇所を早期に発見し、小破箇所修繕や電球交換等を職員が積極的に行った。
- 遊具や設備の劣化を抑制する修繕を計画的に行い、将来にわたって修繕経費の削減に努めた。
- 岩槻文化公園、川通公園では、電気需給契約期間を長期にすることで料金の削減を図り、捻出できた余剰金の還元として、劣化による破損や釘の腐食による浮き、露出のひどい岩槻文化公園の陸上競技場走路のライン修繕を行った。

「適正な管理運営の確保」

- 遊具をはじめとする設備、備品等の点検を適正に実施し、施設の安全確保に努めた。
- グループ内では、各施設の特色に応じた適正な管理運営を行い、良好なコンディションを維持することにより、稼働の向上を図った。特に岩槻文化公園では、陸上競技場、テニスコートの整備日を設けず、雨天キャンセル等の空いた時間を利用して、芝刈り、砂まき、ブラシ掛け等の整備を行い利用時間の確保に努めた。
- 岩槻温水プールでは、老朽設備への理解を深めることに努め、監視スタッフを含め設備についての情報共有を密に行い、小さな変化を逃さない意識付けを徹底した。維持管理の上で深刻な設備不良に発展することがないように、保守点検をはじめ日々の巡回点検を実施し、不具合については早期の発見・対応に努めた。その他、監視員の水難救助訓練や救命講習等の職員教育を繰り返し行い、安全確保に努めた。

「その他」

- 岩槻文化公園では、市内近隣の障がい者団体と除草・清掃等を主に行う園内整備業務を委託し、障がい者の社会参加促進に協力した。
- 岩槻文化公園、岩槻温水プールでは、さいたま市中学生職場体験事業「未来くるワーク体験」を受入れし、勤労観・職業観をはぐくみ、学ぶことの意義を考える機会を毎年提供している。
- 川通公園野球場において、「グラウンド個人開放」を実施した。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止対策として各施設への空気清浄機、飛沫防止シートの設置、館内の自然換気・機械換気の実施、利用者及び職員の執務中のマスク着用、手指のアルコール消毒、検温の実施等、感染防止対策の徹底を図った。
- 令和5年3月現在、岩槻文化公園2台、川通公園1台（計3台）、自動販売機併設の防犯カメラを設置し、自動販売機及び公園財産の保護並びに犯罪発生を抑止に努めている。（令和4年度、岩槻文化公園1基増設）

(2)さいたま市の評価(評価担当課:都市局 みどり公園推進部 北部公園整備課)

総合評価 (B) ※A~D

①「市民の平等利用、市民サービスの向上、利用促進」

利用団体や自治会との連携、意見交換により、施設管理・運営の充実やサービス向上を目的に、令和4年度第1回公園運営協議会を開催し、また、協議会団体と連携し、岩槻文化公園内でイベントを実施した。料金徴収方法において、キャッシュレス化を導入し、事業計画にはない新しい取り組みを実施している。

②「経費の削減」

岩槻文化公園では、陸上競技場の芝刈りにおいて管理基準回数を超える回数を職員で実施し、経費削減に努めた。各施設において、灯具をLED照明への取り換え、利用しない時間の消灯の徹底、管内照明の間引きを増やすことで電力の削減に努めた。

③「適正な管理運営の確保」

各施設の特色に応じた適正な管理運営を行い、良好なコンディションを維持することにより、稼働の向上を図っている。

(3)来年度の管理運営に対する指導事項等

定期点検を適切に実施し、施設の維持管理に努めているが、今後の修繕業務に関しては、以下の3点に注意すること。

① 遡及で契約を行っている案件で、施工から見積書の提出までの期間が長いものが見受けられるため、業者からの提出書類について適切な進行管理に努めること。

② 修繕の写真について、内容や日付がわかるように整理するよう受注者に指導すること。

③ 産業廃棄物処理に係るマニフェストの原本は受注者の保管書類になるため、写しのみ受け取ること。